



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 日 東 富 士 製 粉 株 式 会 社  
代 表 者 名 取締役社長 近藤 和威  
(コード番号 2003 東証第一部)  
問 合 せ 先 総務部長 松本 正  
(TEL 03-3553-8781)

### 当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、三菱商事株式会社（コード番号 8058、以下「三菱商事」といいます。）による当社株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 公開買付者の概要

- |                                                           |                         |                      |
|-----------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------|
| (1) 商号                                                    | : 三菱商事株式会社              |                      |
| (2) 事業内容                                                  | : 総合商社                  |                      |
| (3) 設立年月日                                                 | : 昭和 25 年 4 月 1 日       |                      |
| (4) 本店所在地                                                 | : 東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号 |                      |
| (5) 代表者の役職・氏名                                             | : 代表取締役社長 小島 順彦         |                      |
| (6) 資本金                                                   | : 198,618 百万円           | (平成 18 年 9 月 30 日現在) |
| (7) 大株主及び持株比率 (平成 18 年 9 月 30 日現在)                        |                         |                      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                  |                         | 7.50%                |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                                |                         | 6.90%                |
| 東京海上日動火災保険株式会社                                            |                         | 5.52%                |
| 明治安田生命保険相互会社                                              |                         | 4.71%                |
| 三菱重工業株式会社                                                 |                         | 2.90%                |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                             |                         | 2.53%                |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー<br>(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)       |                         | 1.97%                |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103<br>(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行) |                         | 1.49%                |
| ザチエースマンハッタンバンクエヌエイロンドン<br>(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行)         |                         | 1.40%                |
| 野村信託銀行株式会社 (退職給付信託・三菱UFJ信託銀行口)                            |                         | 1.31%                |

## (8) 当社との関係等

資本関係： 公開買付者は当社株式 16,290 千株（発行済株式総数の 34.72%）（平成 18 年 9 月 30 日現在）を保有する筆頭株主であります。

人的関係： 公開買付者より取締役 3 名及び非常勤監査役 1 名の派遣を受けており、当社の取締役 1 名は公開買付者から転籍しております。

取引関係： 当社は、公開買付者に製品を販売し、公開買付者から原料等を購入しております。

関連当事者への該当状況： 当社は公開買付者の持分法適用関連会社であります。

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

当社は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、三菱商事による当社株式の公開買付けについて、賛同の意を表明する旨を決議いたしました。

当社グループは、小麦を原料とした小麦粉・ミックス粉の製造・販売を中核事業に、外食事業及び水産飼料事業も展開しております。

当社は、平成 18 年 4 月に日東製粉株式会社（以下「旧日東製粉」といいます。）と富士製粉株式会社が統合した会社であります。三菱商事とは旧日東製粉の頃から小麦粉・ミックス粉の販売における総販売代理店契約を結ぶと共に同社の持分法適用会社として、長きに亘り良好な関係を続けてきております。本公開買付けにより当社が三菱商事の子会社となることで、当社の有する技術開発力、生産技術力、及び生産インフラと、三菱商事の持つ小麦調達力、小麦粉販売力、及び今後の成長市場である海外における事業展開のノウハウとの連携が更に深まり、当社はより一層の収益基盤強化と企業価値の向上を実現できるものと判断いたしました。

当社は、本公開買付けにおける 1 株当たり 390 円という買付価格の妥当性を検証するため、第三者算定機関である大和証券エスエムビーシー株式会社から当社株式の価値の算定に関する株式価値算定書を取得しております。また、この買付価格は、東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の、平成 19 年 5 月 17 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 351 円（小数点以下四捨五入）に対して 11.11%、同年 5 月 17 日の終値 346 円に対して 12.72%のプレミアムを、それぞれ加えた水準となります。これらの内容を参考に、慎重に検討した結果、本公開買付けの買付価格は公正かつ妥当であると判断いたしました。

本公開買付けにより、当社は三菱商事の連結対象子会社となる見込みであります。

なお、当社株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、三菱商事は本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持する方針とのことです。三菱商事は、買付けを行う株券等の数に上限（議決権比率 66.00%）を設定するにあたっては、当社の大株主の状況、本公開買付けへの応募の見込等を勘案しております。また、三菱商事は、買付けを行う株券等の数に下限を設定せず、応募株券等はすべて買い付けることとしております。

当社取締役会は、上記の内容により、当社の企業価値及び株主の利益の観点から本件公開買付けに関し慎重に検討した結果、全員一致で頭書のとおり本公開買付けに賛同の意を表明する旨を決議

いたしました。なお、当社の役員のうち、三菱商事から派遣されている取締役藤井明、森野徹及び中島茂は、上記取締役会における決議には参加しておらず、監査役谷本祐介は、審議に参加しておりません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. その他

当社は、本公開買付け後に三菱商事の子会社となった場合、会社法第135条第3項の規定に従い、当社が所有する三菱商事の普通株式417,584株を相当の時期に処分することとなります。この場合、東京証券取引所市場第一部における平成19年5月17日の終値2,670円ですべて処分できたとすると特別利益として約1,091百万円の投資有価証券売却益を計上することとなります。なお、本件については、不確定事項のため、平成19年5月16日発表の決算短信における平成20年3月期の業績予想（連結・個別）には織り込んでおりません。

以 上

※参考資料として三菱商事の「日東富士製粉株式会社株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ」を添付いたします。

平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 三 菱 商 事 株 式 会 社  
代 表 者 名 代表取締役社長 小島 順彦  
コード番号 8058  
本 社 所 在 地 東京都千代田区丸の内  
2 丁 目 3 番 1 号  
問 合 せ 先 広報部 報道チームリーダー  
内村 雄介  
(TEL : 03-3210-2172)

## 日東富士製粉株式会社株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ

三菱商事株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、日東富士製粉株式会社（コード番号 2003 東証第一部、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の目的

当社は、現在、対象者の発行済株式総数の 34.72%（平成 18 年 9 月 30 日現在）を保有し、対象者を持分法適用関連会社としておりますが、この度、対象者の発行済株式を買い増し、対象者を連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施いたします。

当社は、中期経営計画「INNOVATION2007」のもと、外部環境や時代の変化の波を捉えて「未来を拓く」ことにより中長期的に持続的な成長を果たせるよう、事業基盤の整備を進め、有望分野への積極投資などの必要施策に着実に取り組んでおります。食料分野におきましても、食の安定供給と食の安心・安全に対する消費者意識の高度化・多様化などの変化に的確に応えるため、食糧原料の集荷の現場から輸送・加工、製品の流通・小売までを一貫して担うバリューチェーンの強化に取り組んでおります。

対象者は、平成 18 年 4 月に日東製粉株式会社（以下「旧日東製粉」といいます。）と富士製粉株式会社が合併して誕生した製粉会社です。当社は、対象者が旧日東製粉の頃から、同社を持分法適用関連会社とすると共に、同社の総販売代理店として、良好な関係のもと長らく同社が製造する小麦粉の購入・販売を中心に同社と取引を行ってまいりました。近年、少子高齢化・人口減による市場縮小や、平成 19 年 4 月より施行された食糧法の改正による製粉会社への小麦売渡制度の変更により、製粉業界はより厳しい事業環境になっていくことが予想されます。対象者は、こうした動きに先駆けていち早く企業体質を強化し、事業規模の一層の拡大を図ることで、製品販売の拡大、生産体制の増強及び効率化を実現し、持続的な成長を遂げていくことを目指しています。当社及び対象者は、本公開買付けにより対象者が当社の連結子会社になることで、対象者の有する技術開発力、生産技術力、及び生産インフラと、当社の有する小麦調達力、小麦粉販売力、及び今後の成長市場である海外における事業展開のノウハウとの連携が更に深まり、当社及び対象者のより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能となるものと考えております。

なお、対象者株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、当社は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針です。当社は、買付けを行う株券等の数に上限を設定するにあたっては、対象者の大株主の状況、本公開買付けへの応募の見込等も勘案しております。また、当社は、買付けを行う株券等の数に下限を設定せず、応募株券等はすべて買い付ける

こととしております。

本公開買付けについては、平成 19 年 5 月 18 日開催の対象者の取締役会において、賛同の意を表明する旨の決議がなされております。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

- |                                                                  |                    |                |
|------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------|
| ① 商号                                                             | 日東富士製粉株式会社         |                |
| ② 事業内容                                                           | 製粉及び食品業、運送業、並びに外食業 |                |
| ③ 設立年月日                                                          | 大正3年3月25日          |                |
| ④ 本店所在地                                                          | 東京都中央区新川一丁目3番17号   |                |
| ⑤ 代表者の役職・氏名                                                      | 取締役社長 近藤 和威        |                |
| ⑥ 資本金                                                            | 2,500百万円           | (平成18年9月30日現在) |
| ⑦ 大株主及び持株比率                                                      |                    |                |
| 三菱商事株式会社                                                         |                    | 34.72%         |
| 三共株式会社                                                           |                    | 9.95%          |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社                                             |                    | 3.06%          |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行                                                    |                    | 2.77%          |
| 東京海上日動火災保険株式会社                                                   |                    | 2.33%          |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社                                                    |                    | 1.48%          |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社                                               |                    | 1.35%          |
| 山崎製パン株式会社                                                        |                    | 1.32%          |
| 農林中央金庫                                                           |                    | 1.32%          |
| 明治安田生命保険相互会社                                                     |                    | 1.32%          |
| (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)                                         |                    |                |
| (注1) 対象者の概要に関する情報は、対象者が平成18年12月25日に提出した第109期半期報告書に基づき記載しております。   |                    |                |
| (注2) 持株比率は、平成18年9月30日現在における対象者の発行済株式総数(46,923,646株)を基準に算出しております。 |                    |                |

### ⑧ 買付者と対象者との関係等

- イ. 資本関係：当社は、対象者の発行済株式数の34.72%(16,290,000株)(平成18年9月30日現在)を保有しております。
- ロ. 人的関係：当社から取締役3名及び監査役1名を派遣しており、対象者の取締役1名は当社から転籍しております。
- ハ. 取引関係：当社は、対象者に原料等を販売し、対象者より製品を購入しております。
- ニ. 関連当事者への該当状況：対象者は当社の持分法適用関連会社です。

### (2) 買付け等の期間

#### ①届出当初の買付け等の期間

平成19年5月21日(月曜日)から  
平成19年6月15日(金曜日)まで(20営業日)

#### ②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

証券取引法(以下「法」といいます。)第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は平成19年6月29日(金曜日)までとなります。

### (3) 買付け等の価格

1株につき390円

### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

当社は、当社のフィナンシャル・アドバイザーである三菱ＵＦＪ証券株式会社(以下「三菱ＵＦＪ証券」といいます。)が作成した株式価値算定書を参考に、本公開買付けにおける買付価格の検討を進めました。

三菱ＵＦＪ証券が対象者の株式価値算定に用いた手法は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)、類似会社比較法及び市場株価平均法であり、

それぞれの手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

|          |               |
|----------|---------------|
| 市場株価平均法： | 351 円から 365 円 |
| D C F 法： | 312 円から 426 円 |
| 類似会社比較法： | 320 円から 377 円 |

当社は対象者の将来の収益力を反映した D C F 法を重視しつつ、上記の各手法における算定結果を総合的に勘案し、当該算定結果の範囲内で検討を行いました。検討に当たっては算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の公開買付け事例において買付価格に付与されたプレミアム水準及び本公開買付け成立の見通し等を考慮の上、買付価格を 390 円と決定いたしました。

なお本公開買付けの買付価格は、東京証券取引所における対象者普通株式の、平成 19 年 5 月 17 日までの過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値 351 円（小数点以下四捨五入）に対して 11.11%、平成 19 年 5 月 17 日の終値 346 円に対して 12.72%のプレミアムを、それぞれ加えた水準となります。

## ②算定の経緯

### (1) 算定の際に第三者の意見を聴取した場合の当該第三者の名称

三菱 U F J 証券

### (2) 当該意見の概要

三菱 U F J 証券が算定した対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

|          |               |
|----------|---------------|
| 市場株価平均法： | 351 円から 365 円 |
| D C F 法： | 312 円から 426 円 |
| 類似会社比較法： | 320 円から 377 円 |

### (3) 当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

対象者は当社の持分法適用関連会社であり当社との事業上の取引関係も深いため、当社は対象者との間で、今後あるべき協業体制について検討を行ってまいりましたが、平成 19 年 4 月中旬ごろ、両社の企業価値向上に資するためにも、当社が対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社とすることで基本的な方向感が一致いたしました。

そのため当社は、対象者の財務状況・事業状況・法務等に関するデュー・ディリジェンスを実施するとともに、買付価格の決定の参考とするため、三菱 U F J 証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼しました。三菱 U F J 証券は、この依頼を受けて採用すべき評価手法についての検討を行い、当社及び対象者が提供した対象者の財務情報、当社が作成した対象者の財務予測、並びに対象者株式の市場価格及び取引動向その他一般に入手しうる情報等を踏まえて、上記のとおり対象者株式価値を算定し、平成 19 年 5 月 17 日に当社に対して算定書を提出いたしました。

当社は対象者の将来の収益力を反映した D C F 法を重視しつつ、その算定結果を総合的に勘案し、当該算定結果の範囲内で検討を行いました。検討に当たっては算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の公開買付け事例において買付価格に付与されたプレミアム水準及び本公開買付け成立の見通し等を考慮の上、三菱 U F J 証券の助言を得ながら、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会に

において本公開買付けにおける買付価格を 390 円と決定いたしました。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置

対象者は本公開買付けに関する諸条件が公正かつ妥当であると判断し、平成 19 年 5 月 18 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨を出席取締役の全員一致で決議しておりますが、その際参考にした株式価値算定結果は、対象者、当社及び三菱ＵＦＪ証券とは独立した算定機関によるものです。なお当該算定結果は、当社による買付価格決定に対して一切影響を与えておりません。

また、かかる取締役会において、当社の執行役員食糧本部長を兼務する藤井明取締役、当社の食糧本部穀物製品ユニットマネージャーを兼務する森野徹取締役及び当社より出向中の中島茂取締役は、特別利害関係を有する取締役に準じる者として賛同決議に参加しておらず、当社の生活産業グループコントローラーオフィス食糧チームリーダーを兼務する谷本祐介監査役は、審議に参加しておりません。

③算定機関との関係

三菱ＵＦＪ証券は当社とは独立した算定機関であり、当社の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

| 株券等種類                | ①株式に換算した買付予定数 | ②株式に換算した超過予定数 |
|----------------------|---------------|---------------|
| 株 券                  | —株            | —株            |
| 新 株 予 約 権 証 券        | —             | —             |
| 新株予約権付社債券            | —             | —             |
| 株 券 等 預 託 証 券<br>( ) | —             | —             |
| 合 計                  | —株            | —株            |

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数 (13,404,000 株) に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数 (13,404,000 株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (以下「府令」といいます。) 第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式については、本公開買付けの対象としておりません。

(注 3) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

|                                 |          |                           |
|---------------------------------|----------|---------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数    | 16,290 個 | (買付け等前における株券等所有割合 35.89%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数    | 266 個    | (買付け等前における株券等所有割合 0.59%)  |
| 買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数 | 13,404 個 | (買付け等後における株券等所有割合 66.00%) |
| 対象者の総株主の議決権の数                   | 45,394 個 |                           |

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、買付予定数 (13,404,000 株) に係る議決権の数です。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成 18 年 12 月 25 日に提出した第 109 期半期報告書に記載された平成 18 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。

(注 3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者 (ただし、対象

者を除きます。)の所有株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(7) 買付代金

5,228 百万円 (予定)

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

②決済の開始日

平成19年6月22日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により買付け等の期間が延長された場合は、平成19年7月6日(金曜日)となります。

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

a. 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(13,404,000株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数(13,404,000株)を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(1,000株)未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数になるまで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

b. 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

c. 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

d. 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時 00 分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時 00 分までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

e. 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

f. 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

g. 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

h. その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。① 応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に

所在していないこと。②本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。③買付け又は公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限られません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。④他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 19 年 5 月 21 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人 三菱ＵＦＪ証券株式会社

### 3. その他

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについて対象者の取締役会より賛同を得ております。なお、かかる取締役会において、公開買付者の執行役員食糧本部長を兼務する藤井明取締役、公開買付者の食糧本部穀物製品ユニットマネージャーを兼務する森野徹取締役及び公開買付者より出向中の中島茂取締役は、特別利害関係を有する取締役に準じる者として賛同決議に参加しておらず、公開買付者の生活産業グループコントローラーオフィス食糧チームリーダーを兼務する谷本祐介監査役は、審議に参加しておりません。

#### (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者が平成 19 年 2 月 16 日に公表した「組織変更及び役員等人事に関するお知らせ」及び平成 19 年 3 月 16 日に公表した「役員等の人事に関するお知らせ」によれば、対象者は、以下のとおり平成 19 年 4 月 1 日付けで新役員体制に移行しております。

|        |         |                                  |
|--------|---------|----------------------------------|
| 取締役社長  | 近藤 和威   | 代表取締役                            |
| 取締役副社長 | 武政 亮佐   | 代表取締役・研究開発本部長兼中央研究所長<br>兼品質保証室担当 |
| 専務取締役  | 小松 正彦   | 管理本部担当                           |
| 専務取締役  | 西川 和夫   | 営業本部長                            |
| 常務取締役  | 大久保 幸之助 | 生産技術本部担当                         |
| 常務取締役  | 鈴木 彰二   | 静岡事業本部長                          |
| 常務取締役  | 礒崎 仁    | 業務本部長兼業務部長兼企画室担当                 |
| 取締役    | 藤井 明    | 非常勤取締役                           |
| 取締役    | 中島 茂    | 営業本部副本部長兼営業統括部長兼<br>営業第二部長       |
| 取締役    | 山野下 博行  | 生産技術本部長                          |
| 取締役    | 杉本 光弘   | 企画室長                             |
| 取締役    | 奥村 哲夫   | 東京工場長                            |
| 取締役    | 深澤 徳久   | 静岡工場長                            |
| 取締役    | 櫻井 和雄   | 静岡研究所長                           |
| 取締役    | 森野 徹    | 非常勤取締役                           |
| 常勤監査役  | 名倉 武之   | 常勤監査役                            |

|       |       |           |
|-------|-------|-----------|
| 常勤監査役 | 永野 隆司 | 常勤監査役     |
| 監査役   | 高藤 鉄雄 | 社外監査役・非常勤 |
| 監査役   | 谷本 祐介 | 社外監査役・非常勤 |

対象者が平成 19 年 5 月 16 日に公表した「平成 19 年 3 月期 決算短信」によれば、同期の対象者の損益の状況等は以下のとおりです。

平成 19 年 3 月期の個別業績（平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日）

(1) 損益の状況

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 売上高（百万円）          | 35,497 |
| 売上原価（百万円）         | 28,719 |
| 販売費及び一般管理費（百万円）   | 5,735  |
| 営業外収益（百万円）        | 391    |
| 営業外費用（百万円）        | 101    |
| 当期純利益（当期純損失）（百万円） | 922    |

(2) 1 株当たりの状況

|                  |        |
|------------------|--------|
| 1 株当たり当期純損益（円）   | 20.05  |
| 1 株当たり配当額（予定）（円） | 7.00   |
| 1 株当たり純資産額（円）    | 408.04 |

対象者は、平成 19 年 5 月 18 日付け「当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」において、(i)対象者は、本公開買付け後に公開買付者の子会社となった場合、会社法第 135 条第 3 項の規定に従い、対象者が所有する公開買付者の普通株式 417,584 株を相当の時期に処分することとなること、(ii)この場合、東京証券取引所市場第一部における平成 19 年 5 月 17 日の終値 2,670 円ですべて処分できたとすると特別利益として約 1,091 百万円の投資有価証券売却益を計上することとなること、及び(iii)この件については上述の決算短信における平成 20 年 3 月期の業績予想（連結・個別）には織り込んでいないことを公表しております。

(3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響は軽微です。

以 上

※ 当社は、対象者の株主の皆様に対する本公開買付けその他今回の取引に関するご連絡、及び当社の特別関係者による対象者株式の所有状況の調査等をするため、対象者の株主名簿を取得しております。  
 ※ 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、証券取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2007 年 5 月 18 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から 12 時間を経過するまでは、日東富士製粉株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。  
 ※ このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証

券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商又は国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係るプレスリリース又はその他の関連書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。